【別紙１】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

・学校いじめ防止基本方針　　・いじめを許さない姿勢
・風通しのよい職場　　・保護者・地域との連携

いじめ防止委員会

【定期開催】

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、１～３学年主任、教務部担当教諭、人権・同和教育主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー　その他

・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
・年間指導計画の作成
・校内研修の企画・立案

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ対策委員会

未　然　防　止

◇学業指導の充実
　・学びに向かう集団づくり
　・意欲的に取り組む授業づくり
◇特別活動、道徳教育の充実
　・ホームルーム活動の充実
　・ボランティア活動の充実
◇教育相談の充実
　・面談の定期開催
◇人権教育の充実
　・人権意識の高揚
　・講演会等の開催
◇情報教育の充実
◇保護者・地域との連携
　・学校いじめ防止基本方針等の周知
　・学校公開の実施

早　期　発　見

◇情報の収集
　・教員の観察による気づき
　・養護教諭からの情報
　・相談・訴え
　　（生徒・保護者等）
　・アンケートの実施
　・面談の定期開催
　　（生徒・保護者等）
◇相談体制の確立
　・相談窓口の設置・周知
◇情報の共有
　・報告経路の明示、報告の徹底
　・職員会議等での情報共有
　・要配慮生徒の実態把握
　・進級等の引き継ぎ